

春日部市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例

春日部市重度要介護高齢者手当支給条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(受給資格) 第2条 (4) 法第8条第11項に規定する特定施設、同条 <u>第19項</u> に規定する認知症対応型共同生活介護、同条 <u>第20項</u> に規定する <u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u> 又は同条 <u>第21項</u> に規定する地域密着型介護老人福祉施設を利用していない者 (5) 法第8条 <u>第24項</u> に規定する介護保険施設又は規則で定める施設に入所していない者	(受給資格) 第2条 (4) 法第8条第11項に規定する特定施設、同条 <u>第18項</u> に規定する認知症対応型共同生活介護、同条 <u>第19項</u> に規定する <u>地域密着型特定施設入所者生活介護</u> 又は同条 <u>第20項</u> に規定する地域密着型介護老人福祉施設を利用していない者 (5) 法第8条 <u>第22項</u> に規定する介護保険施設又は規則で定める施設に入所していない者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。